



亀山版OECM認定制度の創設について

亀山市はこの度、市民や市民団体、農林業者、地元企業等の取り組みにより生物多様性が保全されている区域を認定する制度として、亀山版OECM認定制度「かめやま生物多様性共生区域認定制度」を創設し、7月から運用を開始します。

昨年開催された生物多様性条約COP15において、2030年までの新たな世界目標が採択され、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標が盛り込まれました。

そのような中、国は、国立公園等の自然が保護されている保護地域の内外を問わず、民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定し、さらに、自然共生サイトのうち保護地域との重複を除いた区域をOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）として国際データベースに登録する制度を本年4月から開始しました。

本市は、県内市町では初となる生物多様性地域戦略を令和3年に策定しており、この制度の趣旨に賛同し、本年度前期の受付において、亀山里山公園みちくさの自然共生サイト認定申請を行ったところです。

一方、身近な地域の生物多様性保全に取り組んでいる多様な主体の活動を評価し、支援していくことが重要です。このことから、本市では、市独自の制度として亀山版OECM認定制度を創設しました。

本制度により、生物多様性が保全されている場所が可視化されるとともに、認定区域の面積から保全の程度を定量的に表すことができます。また、個々の活動内容の公表により取り組みを奨励し、継続の動機付けにつなげるとともに、新たな取り組みの広がりが期待できるものです。

認定を取得された方については、市がその取組内容を広く情報発信するとともに、市独自の認定マークにより社会貢献活動を行っていることを対外的に示していただけるほか、その区域内で生産された製品に認定マークを表示して販売できるようになります。さらに、国の自然共生サイト認定を目指す方に対して、助言等により申請をサポートします。

本制度を通じて、単に生物多様性を保全するのみならず、地域で主体的に活動する人材を育成するとともに、地域の経済活動を活性化させることを目指してまいります。

本年度の申請期間は、7月3日から8月31日までです。多くの方のご応募をお待ちしています。

詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。